| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | (b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶 |
| | | | | | 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。 |
| | | | | | (3) 制限しない（注）。 |
| | | | | | 注　保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。 |
| | | | | | (4) 約束しない。 |
| | B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） | | | | |
| | 第五十八条(u)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関して市場アクセスに係る制限しの欄に記載する特定の約束にについては、それぞれ、了解のBつ及び4の規定に基づき、この3分野において第五十条から第五十九条及び附属書四の規定に基づく義務を除くほか、第十条で規定する義務を除くほか、追加して負う義務については、次の規定に従う。 | | | | |
| | (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 | | | | (1) 制限しない。 |
| | (2) 制限しない。 | | | | (2) 制限しない。 |
| | (3) 制限しない。 | | | | (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 |
| | (4) 約束しない。 | | | | (4) 約束しない。 |
| 8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス | | | | | |
| A 病院サービス（CPC九三一一） | (1) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊ | (1) 約束しない。＊ |
| | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 | (2) 制限しない。 |
| | (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 | (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 | (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 | (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 | (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 |
| | (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 | (4) 約束しない。 |
| 9 観光サービス及び旅行に関連するサービス | | | | | |
| A ホテル及び飲食店のサービス | | | | | |
| ホテル及び飲食店のサービス（仕出しサービスを除く。）（CPC六四一―六四三。ただし、六四二三を除く。） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 仕出しサービス（CPC六四二三） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| B 旅行業サービス（CPC七四七一） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C 観光客の案内サービス（CPC七四七二） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 10 娯楽、文化及びスポーツのサービス | | | | | |
| A 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。）（CPC九六一九） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| B 通信社サービス（CPC九六二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス | | | | | |
| 図書館及び記録保管所のサービス（CPC九六三一一、九六三一二） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| D スポーツその他の娯楽のサービス | | | | | |
| スポーツに係るサービス（CPC九六四一）<br>遊園地及び海水浴場のサービス（CPC九六四九一） | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 11 運送サービス | | | | | |
| A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） | | | | | |
| (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）（CPC七二一一、七二一二） | (1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。<br>注　日本国の船舶運航事業者が外国の船舶又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわ | (1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。<br>(b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。<br>注　日本国の船舶運航事業者が外国の船舶又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわ | | | |
| 次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的なつ差別的でない条件で利用可能となる。<br>(a) 水先サービス<br>(b) 押し船及び引き船のサービス<br>(c) 食料供給、給油及び給水のサービス<br>(d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス<br>(e) ポートキャプテン・サービス | | | | | |